

市長のあまねくつぶやき

〈十年今昔〉市制施行10周年を迎えて

全国各自治体で平成の大合併による記念式典が行われています。これまでの市町村合併の背景と行方市が誕生するまでにはどのような歴史を辿ってきたのか、少し紐を解いてみたいと思います。

江戸時代末期、市域は幕府領、水戸藩領、麻生藩領、松川藩領、石岡藩領、旗本知行地が入り組んでいました。明治4年、廢藩置県が行われ56村となり、明治21年に市町村法（市制町村制）制定、翌明治22年に施行され市域は2町11村となりました。当時の合併の方針として、行政上の目的（教育、徴税、土木、救済、戸籍の事務処理等）に合った規模と町村の単位との隔たりをなくすために約300戸から500戸を標準規模としていたそうです。

第2次大戦が終戦となり、昭和21年に制定された新憲法、翌年に制定された地方自治法の下で、新たな地方自治体の制度がスタートしました。新制中学校の設置管理、消防や警察の創設の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村の事務とされ、町村はおおむね8千人以上の住民を有することを標準規模とされました。昭和28年の町村合併促進法に伴い、昭和30年に2町11村が麻生町、玉造町、北浦村（平成9年から北浦町）になりました。

近年では、平成7年に市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の改正や、平成10年に「地方分権推進計画」が閣議決定されたことに伴い、地方分権の推進や少子高齢化、財政状況の安定、生活圏の拡大などを背景に、国は各自治体に対し合併を推進しました。それにより、平成17年9月2日、3町の合併により「行方市」が誕生しました。

合併後10年が経過します。この間さまざまな出来事がありました。行方市をより活性化するためには、まず、歴史、文化、産業、習慣などを認識すること、行方市の現状を理解することが重要です。そして、これらの子供たちや孫たちに伝え、郷土愛を育むことも重要です。たくさんの人財を育成し、市民が一体となった素晴らしい行方市を、これからも創り上げてゆくことが大切であると思っています。

行方市長 鈴木周也



市長へのEメール
投稿用2次元コード



市政に対する意見や
提案をメールでお寄せ
ください。

はい、こちら行方市消費生活センター！

9月は高齢者の悪質商法・ニセ電話詐欺防止キャンペーン月間です!!

悪質商法やニセ電話詐欺などの被害は後を絶ちませんが、特に高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安があり、悪質な業者は言葉巧みにこれらの不安をあおって、大切な財産を狙っています。

高齢者の被害を未然に防ぐためにも、本人が普段から注意することも大切ですが、家族や地域の方々の「見守り」と「気づき」も重要です。

住まいの様子では、不審な契約書・請求書などの書面や、宅配業者の不在通知などはないか。同じような商品が大量に自宅にないか。通信販売のカatalogやダイレクトメールなどが大量に届いてないか。

言動や態度の様子から、不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子はないか。生活費が不足するなど、お金に困っている様子はないか。などの不審な点について、日ごろからの「見守り」と変化への「気づき」で悪質な訪問販売や電話勧誘などの被害を未然に防ぎましょう。

また、おかしい契約内容や不審な業者とのやり取りなどがある場合や、困った際にはお気軽に行方市消費生活センターにご相談ください。

— まずはお電話を! —

【問い合わせ】行方市消費生活センター TEL 0291-34-6446